

第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画書 表一覧

(第1表 ~ 第52表)

鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定 鳥獣保護区 (A)		本計画期間に指定する 鳥獣保護区 (ha)						本計画期間に区域拡大する 鳥獣保護区 (ha)						本計画期間に区域縮小する 鳥獣保護区 (ha)						本計画期間に解除又は 期間満了となる鳥獣保護区 (ha)						計画期間中 の増減(△) (ha) ※	計画終了時の 鳥獣保護区 (ha) ※※
				29	30	31	32	33	計 (B)	29	30	31	32	33	計 (c)	29	30	31	32	33	計 (D)	29	30	31	32	33	計 (E)		
森林鳥獣生息地	箇所	97	97	箇所																							97		
	面積	79,324	79,324	変動面積																								79,324	
大規模生息地	箇所		2	箇所																							2		
	面積		21,854	変動面積																							21,854		
集団渡来地	箇所		11	箇所																							11		
	面積		2,490	変動面積																							2,490		
集団繁殖地	箇所		1	箇所																							1		
	面積		83	変動面積																							83		
希少鳥獣生息地	箇所		4	箇所																							4		
	面積		5,285	変動面積																							5,285		
生息地回廊	箇所		0	箇所																							0		
	面積		0	変動面積																							0		
身近な鳥獣生息地	箇所		47	箇所																							47		
	面積		6,770	変動面積																							6,770		
計	箇所		162	箇所																							162		
	面積		115,806	変動面積																							115,806		

(注) ※ 箇所数については、B-E ※ ※ 箇所数については、A+B-E
面積については、B+C-D-E 面積については、A+B+C-D-E

鳥獣保護区の指定計画

(第2表～第8表)

年度	保護対象鳥獣名	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備考
平成29年度 ～平成33年度						(該当なし)
合計						

既指定鳥獣保護区の変更計画

(第9表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)			
平成29年度	県設希少鳥獣生息地	内町沢	期間更新	929		929	29.11.1~49.10.31		北秋田
	県設身近な鳥獣生息地	美栄	期間更新	237		237	29.11.1~49.10.31		北秋田
	県設身近な鳥獣生息地	二本松	期間更新	27		27	29.11.1~49.10.31		北秋田
	県設身近な鳥獣生息地	松森	期間更新	21		21	29.11.1~49.10.31		北秋田
	県設身近な鳥獣生息地	箱淵岱	期間更新	50		50	29.11.1~49.10.31		北秋田
	県設身近な鳥獣生息地	砂山	期間更新	10		10	29.11.1~49.10.31		山本
	県設森林鳥獣生息地	きみまち阪	期間更新	417		417	29.11.1~49.10.31		山本
	県設森林鳥獣生息地	藤里	期間更新	250		250	29.11.1~49.10.31		山本
	県設森林鳥獣生息地	仁別	期間更新	3,281		3,281	29.11.1~49.10.31		秋田
	県設森林鳥獣生息地	筑紫森	期間更新	1,012		1,012	29.11.1~49.10.31		秋田
	県設身近な鳥獣生息地	枯木長根	期間更新	20		20	29.11.1~49.10.31		秋田
	県設森林鳥獣生息地	森山	期間更新	587		587	29.11.1~49.10.31		秋田
	県設森林鳥獣生息地	石脇	期間更新	359		359	29.11.1~49.10.31		由利
	県設森林鳥獣生息地	本荘浜	期間更新	445		445	29.11.1~49.10.31		由利
	県設集団渡来地	子吉川	期間更新	83		83	29.11.1~49.10.31		由利
	県設身近な鳥獣生息地	八塩山	期間更新	40		40	29.11.1~49.10.31		由利
	県設森林鳥獣生息地	百宅	期間更新	380		380	29.11.1~49.10.31		由利
	県設森林鳥獣生息地	小砂川	期間更新	553		553	29.11.1~49.10.31		由利
	県設希少鳥獣生息地	鉾立	期間更新	2,650		2,650	29.11.1~49.10.31		由利
	県設希少鳥獣生息地	十丈の滝	期間更新	1,583		1,583	29.11.1~49.10.31		仙北
	県設身近な鳥獣生息地	年子狐	期間更新	111		111	29.11.1~49.10.31		平鹿
	県設身近な鳥獣生息地	梨木	期間更新	351		351	29.11.1~49.10.31		平鹿
	県設身近な鳥獣生息地	千年	期間更新	12		12	29.11.1~49.10.31		雄勝
	県設森林鳥獣生息地	田螺沼	期間更新	90		90	29.11.1~49.10.31		雄勝
	県設森林鳥獣生息地	奥宮	期間更新	473		473	29.11.1~49.10.31		雄勝
	県設身近な鳥獣生息地	沼又	期間更新	120		120	29.11.1~49.10.31		雄勝
	計	26地区		14,091		14,091			
平成30年度	県設身近な鳥獣生息地	完ヶ森	期間更新	3		3	30.11.1~50.10.31		北秋田
	県設森林鳥獣生息地	田代岳	期間更新	1,392		1,392	30.11.1~50.10.31		北秋田
	県設身近な鳥獣生息地	李岱	期間更新	36		36	30.11.1~50.10.31		北秋田
	県設身近な鳥獣生息地	能代公園	期間更新	11		11	30.11.1~50.10.31		山本
	県設身近な鳥獣生息地	桧山	期間更新	13		13	30.11.1~50.10.31		山本
	県設集団渡来地	小友沼	期間更新	67		67	30.11.1~50.10.31		山本
	県設身近な鳥獣生息地	天徳寺山	期間更新	230		230	30.11.1~50.10.31		秋田
	県設森林鳥獣生息地	北浦	期間更新	210		210	30.11.1~50.10.31		秋田
	県設身近な鳥獣生息地	元木山	期間更新	28		28	30.11.1~50.10.31		秋田
	県設森林鳥獣生息地	飯田川公園	期間更新	300		300	30.11.1~50.10.31		秋田
	県設森林鳥獣生息地	祓川	期間更新	3,657		3,657	30.11.1~50.10.31		由利
	県設身近な鳥獣生息地	岩谷	期間更新	310		310	30.11.1~50.10.31		由利
	県設森林鳥獣生息地	方角沢	期間更新	480		480	30.11.1~50.10.31		仙北
	県設集団渡来地	乙越沼	期間更新	132		132	30.11.1~50.10.31		仙北
	県設身近な鳥獣生息地	八乙女	期間更新	21		21	30.11.1~50.10.31		仙北
	県設身近な鳥獣生息地	払田	期間更新	19		19	30.11.1~50.10.31		仙北

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)			
	県設森林鳥獣生息地	保呂羽山	期間更新	712		712	30.11.1~50.10.31		平鹿
	県設身近な鳥獣生息地	秋ノ宮	期間更新	10		10	30.11.1~50.10.31		雄勝
	県設身近な鳥獣生息地	貝沼	期間更新	73		73	30.11.1~50.10.31		雄勝
	県設集団渡来地	皆瀬ダム	期間更新	210		210	30.11.1~50.10.31		雄勝
	県設身近な鳥獣生息地	上林	期間更新	77		77	30.11.1~50.10.31		雄勝
	計	21地区		7,991		7,991			
平成31年度	県設身近な鳥獣生息地	沢	期間更新	17		17	31.11.1~51.10.31		鹿角
	県設身近な鳥獣生息地	摩当	期間更新	159		159	31.11.1~51.10.31		北秋田
	県設森林鳥獣生息地	落合海岸	期間更新	1,273		1,273	31.11.1~51.10.31		山本
	県設森林鳥獣生息地	南磯	期間更新	1,992		1,992	31.11.1~51.10.31		秋田
	県設集団渡来地	潜り岩	期間更新	328		328	31.11.1~51.10.31		秋田
	県設森林鳥獣生息地	石沢	期間更新	1,331		1,331	31.11.1~51.10.31		由利
	県設身近な鳥獣生息地	親川	期間更新	234		234	31.11.1~51.10.31		由利
	県設身近な鳥獣生息地	大谷地	期間更新	169		169	31.11.1~51.10.31		由利
	県設森林鳥獣生息地	薬師嶽	期間更新	1,377		1,377	31.11.1~51.10.31		仙北
	県設森林鳥獣生息地	駒ヶ岳	期間更新	2,558		2,558	31.11.1~51.10.31		仙北
	県設大規模生息地	八幡平	期間更新	10,913		10,913	31.11.1~51.10.31		仙北・鹿角
	県設身近な鳥獣生息地	浅舞	期間更新	4		4	31.11.1~51.10.31		平鹿
	県設身近な鳥獣生息地	館山	期間更新	18		18	31.11.1~51.10.31		雄勝
	計	13地区		20,373		20,373			
平成32年度	県設森林鳥獣生息地	東山	期間更新	615		615	32.11.1~52.10.31		鹿角
	県設身近な鳥獣生息地	毘沙門	期間更新	100		100	32.11.1~52.10.31		山本
	県設森林鳥獣生息地	手形山	期間更新	395		395	32.11.1~52.10.31		秋田
	県設森林鳥獣生息地	高尾山	期間更新	800		800	32.11.1~52.10.31		秋田
	県設身近な鳥獣生息地	高城	期間更新	361		361	32.11.1~52.10.31		由利
	県設身近な鳥獣生息地	浜館	期間更新	275		275	32.11.1~52.10.31		由利
	県設森林鳥獣生息地	赤倉沢山	期間更新	549		549	32.11.1~52.10.31		平鹿
	計	7地区		3,095		3,095			
平成33年度	県設森林鳥獣生息地	荻形	期間更新	644		644	33.11.1~53.10.31		北秋田
	県設森林鳥獣生息地	脇本	期間更新	517		517	33.11.1~53.10.31		秋田
	県設身近な鳥獣生息地	矢島	期間更新	47		47	33.11.1~53.10.31		由利
	県設身近な鳥獣生息地	鳥海	期間更新	5		5	33.11.1~53.10.31		由利
	県設集団渡来地	三条川原	期間更新	101		101	33.11.1~53.10.31		仙北
	計	5地区		1,314		1,314			
	合計	72地区		46,864		46,864			

2 特別保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護繁殖を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区の指定を進めるものとする。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、できる限り特別保護地区を指定するよう努めるものとする。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(ウ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類及びコウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

(カ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努めるものとする。

区分	特別保護地区指定の目標	既存特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定を含む)(ha)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区(ha)						本計画期間に区域縮小する特別保護地区(ha)						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定を含む)(ha)						計画期間中の増△減※	計画終了時の特別保護地区※※
				29	30	31	32	33	計(B)	29	30	31	32	33	計(c)	29	30	31	32	33	計(D)	29	30	31	32	33	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇所	25	25	箇所																									
	面積	2,633	2,633	変動面積																									
大規模生息地	箇所	2	2	箇所																									
	面積	4,565	4,565	変動面積																									
集団渡来地	箇所	3	3	箇所																									
	面積	218	218	変動面積																									
集団繁殖地	箇所			箇所																									
	面積			変動面積																									
希少鳥獣生息地	箇所			箇所																									
	面積			変動面積																									
生息地回廊	箇所			箇所																									
	面積			変動面積																									
身近な鳥獣生息地	箇所	3	3	箇所																									
	面積	90	90	変動面積																									
計	箇所	33	33	箇所																									
	面積	7,506	7,506	変動面積																									

(注)

※ 箇所数については、B-E
面積については、B+C-D-E

※※ 箇所数については、A+B-E
面積については、A+B+C-D-E

特別保護地区指定計画(Ⅱ)

(第11表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成29年度	県設森林鳥獣生息地	きみまち阪	417	29.11.1~49.10.31	127	29.11.1~49.10.31			山本 再指定
	県設森林鳥獣生息地	筑紫森	1,012	29.11.1~49.10.31	80	29.11.1~49.10.31			秋田 再指定
	県設森林鳥獣生息地	石脇	359	29.11.1~49.10.31	25	29.11.1~49.10.31			由利 再指定
	県設森林鳥獣生息地	田螺沼	90	29.11.1~49.10.31	28	29.11.1~49.10.31			雄勝 再指定
	計	4地区	1,878		260				
平成30年度	県設森林鳥獣生息地	飯田川公園	300	30.11.1~50.10.31	5	30.11.1~50.10.31			秋田 再指定
	県設森林鳥獣生息地	祓川	3,657	30.11.1~50.10.31	221	30.11.1~50.10.31			由利 再指定
	県設森林鳥獣生息地	方角沢	480	30.11.1~50.10.31	53	30.11.1~50.10.31			仙北 再指定
	県設集団渡来地	乙越沼	132	30.11.1~50.10.31	16	30.11.1~50.10.31			仙北 再指定
	県設身近な鳥獣生息地	八乙女	21	30.11.1~50.10.31	21	30.11.1~50.10.31			仙北 再指定
	県設身近な鳥獣生息地	弘田	19	30.11.1~50.10.31	19	30.11.1~50.10.31			仙北 再指定
	県設森林鳥獣生息地	保呂羽山	712	30.11.1~50.10.31	45	30.11.1~50.10.31			平鹿 再指定
	県設集団渡来地	皆瀬ダム	210	30.11.1~50.10.31	107	30.11.1~50.10.31			雄勝 再指定
	計	8地区	5,531		487				
	平成31年度	県設森林鳥獣生息地	薬師嶽	1,377	31.11.1~51.10.31	588	31.11.1~51.10.31		
県設大規模生息地		八幡平	10,913	31.11.1~51.10.31	3,032	31.11.1~51.10.31			仙北・鹿角 再指定
計		2地区	12,290		3,620				
平成32年度	県設森林鳥獣生息地	高尾山	800	32.11.1~52.10.31	100	32.11.1~52.10.31			秋田 再指定
	計	1地区	800		100				
平成33年度	県設集団渡来地	三条川原	101	33.11.1~53.10.31	95	33.11.1~53.10.31			仙北 再指定
	計	1地区	101		95				
合計		16地区	20,600		4,562				

休猟区指定計画

(第12表)

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備考
平成29年度 ～平成33年度					(該当なし)
合計					

特例休猟区指定計画

(第13表)

年度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備考
平成29年度 ～平成33年度						(該当なし)
合計						

管理施設の整備

(第14表)

区分	現況	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	備考
標識類の整備	既設鳥獣保護区等には案内板及び制札等を設置済み	鳥獣保護区指定箇所等への案内板及び制札の設置	鳥獣保護区指定箇所等への案内板及び制札の設置	鳥獣保護区指定箇所等への案内板及び制札の設置	鳥獣保護区指定箇所等への案内板及び制札の設置	鳥獣保護区指定箇所等への案内板及び制札の設置	
管理棟等の整備	—	—	—	—	—	—	

利用施設の整備

(第15表)

区分	現況	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	備考
観察路、観察舎等の整備	①五城目井川鳥獣保護区内において、枯れ木や散策路の崩落により通行困難な箇所あり ②同保護区内の環境と文化の森施設において、老朽化により補修が必要な施設あり	・散策路の整備 ・観察舎等の補修	・散策路の整備 ・観察舎等の補修	・散策路の整備 ・観察舎等の補修	・散策路の整備 ・観察舎等の補修	・散策路の整備 ・観察舎等の補修	
その他の施設等の整備	—	—	—	—	—	—	

調査・巡視等の計画

(第16表)

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	備考	
管理員等	箇所数	1	1	1	1	1	五城目井川鳥獣保護区
	人数	1	1	1	1	1	1
管理のための調査の実施	融雪・豪雨等の異常気象後及び通常業務内において確認	融雪・豪雨等の異常気象後及び通常業務内において確認	融雪・豪雨等の異常気象後及び通常業務内において確認	融雪・豪雨等の異常気象後及び通常業務内において確認	融雪・豪雨等の異常気象後及び通常業務内において確認	融雪・豪雨等の異常気象後及び通常業務内において確認	

保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

(第17表)

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
	(該当なし)

人工増殖計画

(第18表)

種類名	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成29年度 ～平成33年度	—	—	キジ ヤマドリ	指導先: 秋田県猟友会、養殖業者 指導方法: 巡回指導 指導内容: 人工ふ化、健全鳥の歩止率の向上 採卵用種鳥の更新 施設整備の助言	秋田県 キジ 1,700羽 ヤマドリ 1,000羽 秋田県猟友会 キジ 200羽 ヤマドリ 200羽

放鳥計画及び種鳥の入手計画(Ⅰ)

(第19表)

種類名	放鳥の地域	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	計	備考
キジ	鳥獣保護区	240羽	240羽	240羽	240羽	240羽	1,200羽	日齢120日ヒナ、150日ヒナ、成鳥の各羽数については、放鳥箇所の状況や放鳥時期を勘案して決定する。
	休猟区	—	—	—	—	—	—	
	猟区	—	—	—	—	—	—	
	その他	140羽	140羽	140羽	140羽	140羽	700羽	
	計	40箇所 380羽	40箇所 380羽	40箇所 380羽	40箇所 380羽	40箇所 380羽	200箇所 1,900羽	
ヤマドリ	鳥獣保護区	150羽	150羽	150羽	150羽	150羽	750羽	日齢120日ヒナ、150日ヒナ、成鳥の各羽数については、放鳥箇所の状況や放鳥時期を勘案して決定する。
	休猟区	—	—	—	—	—	—	
	猟区	—	—	—	—	—	—	
	その他	90羽	90羽	90羽	90羽	90羽	450羽	
	計	40箇所 240羽	40箇所 240羽	40箇所 240羽	40箇所 240羽	40箇所 240羽	200箇所 1,200羽	

放鳥計画及び種鳥の入手計画(Ⅱ)

単位：羽 (第20表)

種類名	平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度			平成33年度			計			備考
	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他	
キジ	380	—	—	380	—	—	380	—	—	380	—	—	380	—	—	1,900	—	—	
ヤマドリ	240	—	—	240	—	—	240	—	—	240	—	—	240	—	—	1,200	—	—	
計	620	—	—	620	—	—	620	—	—	620	—	—	620	—	—	3,100	—	—	

予察表

(第21表)

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
【鳥類】															
カラス類	果樹・水稲・豆・野菜類		←										→		県下全域
スズメ類	果樹・水稲・豆・野菜類		←										→		県下全域
カモ類	水稲類	←											→		県下全域
キジバト	水稲・豆類		←										→		県下全域
ドバト	水稲・豆類		←										→		県下全域
ムクドリ	果樹・豆・野菜類		←										→		県下全域
ヒヨドリ	果樹類		←										→		県下全域
ウソ	桜											←		→	由利本荘市、大仙市、仙北市
サギ類	養殖魚・水稲類			←				→							県下全域
カワウ	養殖魚類		←										→		大館市、北秋田市、上小阿仁村、能代市、秋田市、 由利本荘市、大仙市、仙北市、横手市、湯沢市
【獣類】															
ノウサギ	果樹・豆・植栽樹木類	←												→	県下全域
キツネ	養鶏・野菜類	←												→	県下全域
タヌキ	野菜類・養鶏・トウモロコシ				←								→		県下全域
イタチ	養鶏	←												→	県下全域
アナグマ	トウモロコシ・バレイショ				←								→		県下全域
【外来種】															
ハクビシン	果樹・豆類・トウモロコシ				←								→		県下全域
【第二種特定鳥獣】															
ツキノワグマ	果樹・水稲・トウモロコシ・ 養蜂・養鶏・畜産飼料・栗	←												→	県下全域
ニホンカモシカ	豆・野菜・トウモロコシ・植 栽樹木類	←												→	県下全域
ニホンザル	果樹・水稲・豆・野菜・トウ モロコシ・栗・イモ類	←												→	大館市、北秋田市、能代市、八峰町、藤里町
ニホンジカ	果樹・水稲・野菜・植栽樹 木類	←												→	県下全域
イノシシ	水稲・豆・野菜・イモ類	←												→	県下全域

防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第22表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備考
ツキノワグマ	平成29年度 ～ 平成33年度	《防除方法・個体数管理の検討》 ① 被害防止対策(情報の把握及び普及啓発、対策実施) → 被害 → 被害状況の把握 → 対策検討 → 許可申請 → 認定 → 防除の実施 ② 県(調査委託) → 生息調査の実施 → 生息数の実施 → 生息数の推定 → 秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会で検討 → 第二種特定鳥獣管理計画に基づく保護管理対策の実施	・新たな調査方法の導入によるクロスチェック ・GISによる出没場所の情報集積
ニホンカモシカ	平成29年度 ～ 平成33年度	《防除方法・個体数管理の検討》 ① 被害防止対策(情報の把握及び普及啓発、対策実施) → 被害 → 被害状況の把握 → 対策検討 → 許可申請 → 認定 → 防除の実施 ② 県(調査委託) → 生息調査の実施 → 生息数の実施 → 生息数の推定 → 秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会で検討 → 第二種特定鳥獣管理計画に基づく保護管理対策の実施	・遺伝的多様性を含む地域個体群の安定的な維持 ・農林業に対する食害の軽減
ニホンザル	平成29年度 ～ 平成33年度	《防除方法・個体数管理の検討》 ① 被害防止対策(情報の把握及び普及啓発、対策実施) → 被害 → 被害状況の把握 → 対策検討 → 許可申請 → 認定 → 防除の実施 ② 県(調査委託) → 生息調査の実施 → 生息数の実施 → 生息数の推定 → 秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会で検討 → 第二種特定鳥獣管理計画に基づく保護管理対策の実施	・群れの加害レベル判定に基づいた個体群管理
ニホンジカ	平成29年度 ～ 平成33年度	《防除方法・個体数管理の検討》 ① 被害防止対策(情報の把握及び普及啓発、対策実施) → 被害 → 被害状況の把握 → 対策検討 → 許可申請 → 認定 → 防除の実施 ② 県(調査委託) → 生息調査の実施 → 生息数の実施 → 生息数の推定 → 秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会で検討 → 第二種特定鳥獣管理計画に基づく保護管理対策の実施	・強力な捕獲圧による生息域の拡大防止及び個体数の増加防止
イノシシ	平成29年度 ～ 平成33年度	《防除方法・個体数管理の検討》 ① 被害防止対策(情報の把握及び普及啓発、対策実施) → 被害 → 被害状況の把握 → 対策検討 → 許可申請 → 認定 → 防除の実施 ② 県(調査委託) → 生息調査の実施 → 生息数の実施 → 生息数の推定 → 秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会で検討 → 第二種特定鳥獣管理計画に基づく保護管理対策の実施	・強力な捕獲圧による生息域の拡大防止及び個体数の増加防止

許可基準

(第23表)

許可権者	鳥獣名		許可基準						許可対象者	留意事項	被害農林水産物等	備考
			方法	区域	時期	日数	1人当たり駆除羽(頭)数					
市町村長		ゴイサギ	銃器	被害区域及び被害発生のおそれのある必要最小限区域とする。	被害発生時 随時	30日以内の必要 最小限の日数とする。	その都度定める。	被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼を受けた個人 地方自治体(県・市町村) 所轄森林管理署 農業協同組合 農業共済組合 森林組合 生産森林組合 漁業協同組合	秋田県「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」に定める。	水稲、大麦、小麦、大豆、小豆、枝豆、野菜全般、サツマイモ、パレイショ、リンゴ、スイカ、メロン、ブドウ、サクランボ、マルメロ、ナシ、ウメ、イチジク、スイートコーン、デントコーン、モモ、スモモ、クリ、養蜂、畜産飼料、小家畜、養殖漁、植栽樹木、サクラ等	○印の鳥類は卵の採取もできる。	
	○	カルガモ	銃器	"	4月～6月 8月～11月	"	50羽以内					
	○	キジバト	銃器	"	4月～11月	"	20羽以内					
	○	スズメ類	銃器・網	"	被害発生時 随時	"	1,000羽以内					
	○	ハシブトガラス、ハシボソガラス	その都度定める。	"	"	"	その都度定める。					
	○	ドバト	その都度定める。	"	"	"	"					
		ムクドリ、ヒヨドリ、トビ	銃器	"	"	"	"					
		ハクビシン	その都度定める。	"	"	"	"					
		ツキノワグマ(人への被害を防止する目的に限る。)	銃器・わな	"	"	"	3頭以内					
知事		市町村長権限以外の鳥類	その都度定める。	被害区域及び被害発生のおそれのある必要最小限区域とする。	被害発生時 随時	30日以内の必要 最小限の日数とする。	その都度定める。	漁業協同組合				
		ノウサギ	銃器・網・わな	"	"	"	50羽以内					
		ツキノワグマ(人への被害を防止する以外の目的)	銃器・わな	"	"	"	3頭以内					
		上記以外の獣類	その都度定める。	"	"	"	その都度定める。					

捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第24表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
該当なし		

特定猟具使用禁止区域指定計画

(第25表)

区分	既指定特定 猟具使用禁 止区域(A)	箇所 及び 変動 面積	本計画期間に指定する特定 猟具使用禁止区域(ha)						本計画期間に区域拡大する 特定猟具使用禁止区域(ha)						本計画期間に区域縮小する 特定猟具使用禁止区域(ha)						本計画期間に廃止または期間 満了により消滅する特定猟具 使用禁止区域(ha)						計画期間 中の増減 (減:△)	計画終了時の 特定猟具使用 禁止区域
			29	30	31	32	33	計 (B)	29	30	31	32	33	計 (C)	29	30	31	32	33	計 (D)	29	30	31	32	33	計 (E)		
猟銃に伴う危険 を予防するた めの区域	箇所	67	箇所	1					1	2					2	0					0	0				0	1	68
	面積	18,508	変動 面積	47					47	187					187	0					0	0				0	234	18,742
わなに伴う危険 を予防するた めの区域	箇所		箇所																								(該当なし)	
	面積		変動 面積																								(該当なし)	
計	箇所	67	箇所	1					1	2					2	0					0	0				0	1	68
	面積	18,508	変動 面積	47					47	187					187	0					0	0				0	234	18,742

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域						
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	特定猟具名	指定面積	指定期間	備考	備考
平成29年度	北秋田市	大野台	銃器	414	29.11.1～49.10.31	再指定	北秋田
	山本郡三種町	羽根川森林公園	銃器	167	29.11.1～49.10.31	再指定	山本
	山本郡三種町	琴丘中央公園スカルバ	銃器	73	29.11.1～49.10.31	再指定	山本
	山本郡三種町	外ノ沢堤	銃器	193	29.11.1～49.10.31	再指定	山本
	山本郡三種町	天瀬川	銃器	47	29.11.1～49.10.31	新規	山本
	由利本荘市	川口	銃器	165	29.11.1～49.10.31	再指定	由利
	にかほ市	巾山	銃器	156	29.11.1～49.10.31	再指定	由利
	にかほ市	小国	銃器	22	29.11.1～49.10.31	再指定	由利
	大仙市	大曲	銃器	250	29.11.1～49.10.31	拡大(117ha)指定	仙北
	大仙市	角間川	銃器	281	29.11.1～49.10.31	拡大(70ha)指定	仙北
	計	10地区		1,768			
平成30年度	由利本荘市	二十六木	銃器	30	29.11.1～49.10.31	再指定	由利
	湯沢市	八幡	銃器	95	30.11.1～50.10.31	再指定	雄勝
	計	2地区		125			
平成31年度	秋田市	目長崎	銃器	2	31.11.1～51.10.31	再指定	秋田
	潟上市	鞍掛沼	銃器	58	31.11.1～51.10.31	再指定	秋田
	仙北郡美郷町	長面	銃器	7	31.11.1～51.10.31	再指定	仙北
	横手市	金沢	銃器	65	31.11.1～51.10.31	再指定	平鹿
	横手市	中山	銃器	1,453	31.11.1～51.10.31	再指定	平鹿
	計	5地区		1,585			
平成32年度	鹿角市	大湯川	銃器	45	32.11.1～52.10.31	再指定	鹿角
	大館市	扇田	銃器	205	32.11.1～52.10.31	再指定	北秋田
	南秋田郡大瀧村	大瀧村	銃器	895	32.11.1～52.10.31	再指定	秋田
	にかほ市	象潟栗山	銃器	18	32.11.1～52.10.31	再指定	由利
	計	4地区		1,163			
平成33年度	鹿角市	大湯スキー場	銃器	179	33.11.1～53.10.31	再指定	鹿角
	由利本荘市	ガサ平	銃器	173	33.11.1～53.10.31	再指定	由利
	由利本荘市	加田喜沼	銃器	4	33.11.1～53.10.31	再指定	由利
	由利本荘市	笹森山	銃器	115	33.11.1～53.10.31	再指定	由利
	雄勝郡東成瀬村	滝ノ下	銃器	22	33.11.1～53.10.31	再指定	雄勝
	計	5地区		493			
合計		26地区		5,134			

銃器に係る特定猟具使用制限区域指定計画

(該当なし)

(第27表)

区分	既指定特定 猟具使用禁 止区域(A)		本計画期間に指定する特定 猟具使用制限区域 (ha)					本計画期間に区域拡大する 特定猟具使用制限区域 (ha)					本計画期間に区域縮小する 特定猟具使用制限区域 (ha)					本計画期間に廃止または期間 満了により消滅する特定猟具 使用制限区域 (ha)					計画期間 中の増減 (減:△)	計画終了時の 特定猟具使用 制限区域			
			29	30	31	32	33	計 (B)	29	30	31	32	33	計 (C)	29	30	31	32	33	計 (D)	29	30			31	32	33
銃猟に伴う危険 を予防するた めの区域	箇所		箇所																								(該当なし)
	面積		変動面積	ha					ha					ha					ha								(該当なし)
わな猟に伴う危 険を予防するた めの区域	箇所		箇所																								(該当なし)
	面積		変動面積																								(該当なし)
計	箇所		箇所																								(該当なし)
	面積		変動面積																								(該当なし)

特定猟具使用制限区域指定内訳

(該当なし)

(第28表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用 制限区域指定 所在地	特定猟具使用 制限区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用 制限区域指定 所在地	特定猟具使用 制限区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
合計										

指定猟法禁止区域（新規区域）

（第29表）

年度	指定猟法の種類	箇所数	面積	備考
平成29年度 ～平成33年度				（該当なし）

指定猟法禁止区域（継続区域）

（第30表）

指定猟法の種類	区域名称	面積 (ha)	存続期間	備考
鉛散弾使用禁止	山瀬ダム	123	H16.11.1 ～ 無期限	大館市岩瀬

第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

(該当なし)

(第31表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成29年度 ～平成33年度					(該当なし)

第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針 (該当なし)

(第32表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成29年度 ～平成33年度					(該当なし)

第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

(第33表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成28年度	人身被害、農林業被害の防止	ツキノワグマ	H29.4.1 ~ H34.3.31	県下全域	
平成28年度	農林業被害の防止	ニホンカモシカ	H29.4.1 ~ H34.3.31	国設鳥獣保護区を除く県下全域	
平成28年度	人身被害、農林業被害の防止	ニホンザル	H29.4.1 ~ H34.3.31	国指定白神山地鳥獣保護区を除く能代市、八峰町、藤里町、北秋田市、大館市の5市町	
平成28年度	農林業被害の防止	ニホンジカ	H29.4.1 ~ H34.3.31	国設鳥獣保護区を除く県下全域	指定管理鳥獣捕獲等事業実施予定
平成28年度	人身被害、農林業被害の防止	イノシシ	H29.4.1 ~ H34.3.31	国設鳥獣保護区を除く県下全域	指定管理鳥獣捕獲等事業実施予定

第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

(第34表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成29年度	農林業被害の防止	ニホンジカ	H29.10.1 ~ H34.3.31	国設鳥獣保護区を除く県下全域	
平成29年度	人身被害、農林業被害の防止	イノシシ	H29.10.1 ~ H34.3.31	国設鳥獣保護区を除く県下全域	

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(第35表)

対象地域名	調査年度	調査内容・調査方法	備考
全県の渡来地全域	平成29年度 ～ 平成33年度	現地調査 県職員、鳥獣保護管理員、野鳥保護団体、猟友会等	

狩猟鳥獣生息調査

(第36表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
キジ ヤマドリ	平成29年度 ～ 平成33年度	放鳥するキジ、ヤマドリに標識を装着し、回収した標識にて放鳥年度、放鳥場所を確定する。 足環の装着数は、放鳥数の25%以上を目標とする。	標識の種類 足環

第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

(第37表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
ツキノワグマ	平成29年度 ～ 平成33年度	・春先の残雪期における180メッシュ踏査によりカウント法調査を毎年度実施する。 ・一部地域におけるカメラトラップ法による調査を一定期間実施する。 ・有害鳥獣捕獲等における生体データ収集	全県658メッシュ 1メッシュ3km×3km
ニホンカモシカ	平成29年度 ～ 平成33年度	・地域個体群全体を対象としたモニタリングは、現行計画の見直しや時期計画作成に合わせ実施する。 ・分布域や生息個数の動向把握は随時行うが、解析はおおむね5年ごとに行う。	アンケート、聞取調査
ニホンザル	平成29年度 ～ 平成33年度	・地域個体群全体を対象としたモニタリングは、現行計画の見直しや時期計画作成に合わせ実施する。 ・分布域や生息個数の動向把握は随時行うが、解析はおおむね5年ごとに行う。	テレメトリー調査
ニホンジカ	平成29年度 ～ 平成33年度	・カメラトラップ及び目撃情報による分布状況調査する。 ・農林被害状況及び被害防除対策の実施状況を把握する。 ・有害鳥獣捕獲、交通事故等における生体データ収集する。	環境省、林野庁による調査との調整を図りながら実施
イノシシ	平成29年度 ～ 平成33年度	・カメラトラップ及び目撃情報による分布状況調査する。 ・農林被害状況及び被害防除対策の実施状況を把握する。 ・有害鳥獣捕獲、交通事故等における生体データ収集する。	
カワウ	平成29年度 ～ 平成33年度	・コロニー、ねぐら等の生息状況を調査する。 ・行動範囲が広域なことから、隣県等の生息状況や被害状況を把握する。 ・学術調査捕獲により養殖魚被害調査及び生体調査を実施する。	農林水産部水産漁港課との調整を図りながら実施

鳥獣保護区等の指定・管理等調査 (該当なし)

(第38表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
—	—	—	(該当なし)

鳥獣行政担当職員（設置計画）

（第39表）

区分		現況			計画終了時			備考
		専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁	自然保護課	2	4	6	2	4	6	1 鳥獣保護管理計画における計画・立案及び指導 2 狩猟における県外狩猟者登録、狩猟指導及び取締り 3 有害鳥獣捕獲における捕獲指導及び取締り 4 狩猟免許試験及び更新における計画・立案及び指導 5 鳥獣保護区等設定管理における計画・立案及び事務手続 6 鳥獣増殖事業における計画・立案、契約及び指導 7 傷病鳥獣の収容における収容・現地調査
	(うち専門的知見を有する職員)		1	1		1	1	
出 先 機 関	鹿角地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	1 鳥獣保護管理計画における現地調査及び指導 2 狩猟における県内狩猟者登録、狩猟の現場指導及び取締り 3 有害鳥獣捕獲における有害鳥獣捕獲許可、捕獲の現場指導及び取締り 4 狩猟免許試験及び更新における試験及び更新の実施 5 鳥獣保護区等設定管理における現地調査及び管理 6 鳥獣増殖事業における増殖指導、放鳥獣及び検査 7 傷病鳥獣の収容における収容・現地調査
	北秋田地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	
	山本地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	
	秋田地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	
	由利地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	
	仙北地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	
	平鹿地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	
	雄勝地域振興局農林部 森づくり推進課林業振興班		2	2		2	2	
	小計		16	16		16	16	
	うち専門的知見を有する職員							
鳥獣保護センター		1	2	3	1	2	3	1 傷病鳥獣の収容における収容・現地調査、飼養及び放鳥獣
(うち専門的知見を有する職員)								
合 計		3	22	25	3	22	25	
(うち専門的知見を有する職員)		0	1	1	0	1	1	

鳥獣行政担当職員（研修計画）

（第40表）

名称	主催	時期	回数／年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣行政担当職員研修	県	4月	1	全県	27	鳥獣担当職員等の資質の向上と鳥獣行政の円滑、かつ適正な運営に資するため。 1 鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関する関係法令 2 鳥獣保護区等の設定及び管理 3 鳥獣の飼養許可制度 4 その他鳥獣の保護に関する事項 5 鉄砲及び火薬類関係法令 6 有害鳥獣捕獲許可事務 7 鳥獣の判別及び銃器等猟具の取扱 8 狩猟取締り及び捜査要領	
司法警察職員研修会	県	9月	1	全県	21		司法警察職員 2名×8振興局=16名 自然保護課5名
野生生物研修会	国	12月	1	担当職員	1		
特定鳥獣の保護・管理に係る研修会 （初級編）	国	8月	1	担当職員	1		
特定鳥獣の保護・管理に係る研修会 （中級編）	国	10月～11月	3	担当職員	3		

鳥獣保護管理員（設置計画）

（第41表）

基準設置数 (A)	平成28年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	計(C)	充足率(B/A)
人	人	%	人	人	人	人	人	人	%
53	53	100	—	—	—	—	—	53	100

鳥獣保護管理員（年間活動計画）

（第42表）

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区、休猟区の管理等	←											→	
狩猟の取締り								←				→	
有害駆除の調査	←												→
飼養鳥獣の指導、取締り			←				→						
傷病鳥獣の保護、確保、連絡	←												→

鳥獣保護管理員（研修計画）

（第43表）

名称	主催	時期	回数／年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員 研修	自然保護課	10月	1	全県	53人	鳥獣保護管理員の資質の向上と行政効果を高めるため実施する。 ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する関係法令 ② 鳥獣保護区等の設置及び管理 ③ 鳥獣飼養許可制度 ④ その他鳥獣及び保護に関する事項 ⑤ 鉄砲及び火薬類関係法令 ⑥ 鳥獣の判別及び鉄砲等猟具の取扱い ⑦ 狩猟事故防止	
	各地域振興局	4月 10月	2	各地域振興局			

保護及び管理の担い手の育成及び確保（研修計画）

（第44表）

名称	主催	時期	回数／年	規模	人数	内容・目的	備考
安全狩猟推進事業	秋田県猟友会	毎年4月 ～10月	100	各地区猟友会毎	20	事故・違反防止のための講習及び実技訓練	

鳥獣保護管理センター等の施設整備計画

（第45表）

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
秋田県 鳥獣保護センター	S48設置 H5～H8再整備	南秋田郡五城 目町上樋口字 山田沢	44ha	自然ふれあいセンター 愛鳥山荘 鳥獣救護舎・野生化訓練棟 カモシカ園ほか	木造 622㎡ 木造 320㎡ 木造 450㎡ 研修ホール、工作室 観察室、野鳥展示室 （映像シアター、パソコン検索ほか）	鳥獣保護に関する普及啓発 及び傷病鳥獣の救護に利用す るとともに、身近な自然を学習 する場とする。	

取締り（年間計画）

（第46表）

事項	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟期間外密猟者等の取締り								→					←	
有害鳥獣捕獲伴う違反者の取締り								→					←	
無登録登録者の取締り									←				→	
狩猟の制限禁止事項の違反者の取締り									←				→	
野鳥の無許可飼養者の取締り	←												→	

鳥獣の保護及び管理についての普及等（事業の年間計画）

（第47表）

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
野鳥愛護団体の育成指導	←												→	
野鳥観察会の開催		←						→						
愛鳥週間行事の実施		←					→							

鳥獣の保護及び管理についての普及等（愛鳥週間行事等の計画）

（第48表）

事業内容	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	備考
愛鳥週間行事	愛鳥作品コンクール (ポスター、巣箱)	愛鳥作品コンクール (ポスター、巣箱)	愛鳥作品コンクール (ポスター、巣箱)	愛鳥作品コンクール (ポスター、巣箱)	愛鳥作品コンクール (ポスター、巣箱)	
県有施設内でのイベント (秋田県環境と文化のむら)	春の野鳥観察会ほか 冬の野鳥観察会ほか	春の野鳥観察会ほか 冬の野鳥観察会ほか	春の野鳥観察会ほか 冬の野鳥観察会ほか	春の野鳥観察会ほか 冬の野鳥観察会ほか	春の野鳥観察会ほか 冬の野鳥観察会ほか	

安易な餌付けの防止（年間計画）

（第49表）

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
主要渡来地の巡視	←												→	県職員、鳥獣保護員 による巡視	一般県民	

野鳥の森等の整備

（第50表）

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
五城目野鳥の森	昭和48年度	五城目町上樋口字山田沢	44ha	観察路 7,400m 野鳥観察舎 1棟	・主な3コース設定 ・山田沢湿地 ・愛鳥広場(キャンプ場)	自然体験及び野鳥に親しむ場として、観察会やハイキング等に利用する。	
栗駒野鳥の森	昭和48年度	東成瀬村樺川字仁郷山国有林	140ha	観察路 4,180m	・須川湖と湿原を中心としたブナ等の落葉広葉樹		

愛鳥モデル校の指定（指定計画）

（第51表）

区分	平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度			平成33年度			備考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小学校	35	0	35	35	0	35	35	0	35	35	0	35	35	0	35	既指定学校の要望に応じ、愛鳥学習会や野鳥観察会を随時実施する。
中学校	8	0	8	8	0	8	8	0	8	8	0	8	8	0	8	
その他の学校等	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	
計	45	0	45	45	0	45	45	0	45	45	0	45	45	0	45	

法令の普及徹底（年間計画）

（第52表）

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣捕獲の規制の制度 鳥獣の飼養許可制度等	←												→	広報誌 ポスター パンフレット ウェブサイト	一般県民